

有償ボランティア活動契約書

「地元による地元の発展プロジェクト」の会員間において、

(受託会員)

(以下「甲」という)と

(委託会員)

(以下「乙」という)は、

次のとおり労働基準法上の賃労働には該当しない、有償ボランティア契約(以下「本契約」という)を締結する。

(①ボランティア活動の形式の詳細は別紙「有償ボランティア活動マニュアル」参照)②受託会員になるのは「20代個人会員」「30代個人会員」であり委託会員になるのは「個人会員」「見守り個人会員」「事業会員」「個人商店会員」とする。③「見守り個人会員」はプロジェクトで登録済みの2親等以内の「見守り人」の恒常的な見守りの下で活動する)

第1条(理念)

甲は、自発的な意志に基づき有償ボランティアスタッフとして、乙の活動に協力するものとする。

第2条(活動内容)

甲の活動内容は、乙が予め指示した内容で、甲が承諾したものとし、活動中は甲は誠実に行動するものとする。

第3条(期間)

本契約の期間は以下の2種類の態様を設定する。

2 1日単位で終了するもの:

西暦 年 月 日午前 時 分に開始

延長する際には連続非連続にかかわらず、その都度(1日単位)で、契約を更新するものとする。(契約書に印紙は不要です)

3 1か月単位の期間とするもの:

西暦 年 月 日から西暦 年 月 日

延長する際には連続非連続にかかわらず、その都度(1か月単位)で、契約を更新するものとする。(契約書に印紙は不要です)

4 活動終了後、謝礼金受領後、別紙有償ボランティア活動「報酬」活動者別受領署名帳に日時・活動時間・受領金額・活動者氏名を記入する。

第4条報酬(謝礼金)

本契約の報酬(謝礼金)は、**1時間2千円**(15分間500円:15分間未満は切り上げ)

2 乙は、甲に対し、活動終了後、現金を手渡し払いする。ただし、双方の合意で、銀行振り込み(振り込み手数料は乙の負担とする)など支払い方法を変更することができるものとする。

3 乙は謝礼金(その他の雑所得を加えて)の合計が、年間(1月1日~12月31日)で20万円を超える場合は、「雑所得」として確定申告をするものとする。

第5条(個人情報および機密保持)

甲は、本契約による活動上で知り得た個人情報・機密事項については、乙との間に機密保持義務が発生するものとし、この義務は本契約満了後も解除されないものとする。

第6条（損害賠償責任）

甲の活動中の怠慢、故意の過失及び本契約への違反などにより、乙に損害が発生した場合、甲はその損害に対する賠償責任を負う。また、この場合には、乙は本契約を直ちに解除できるものとする。

第7条（協議事項）

本契約に定めのない事項は、甲及び乙、双方で協議の上解決する。

第8条（管轄裁判所）

甲および乙は、本契約に関する一切の裁判上の紛争解決については、乙の所在地の管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成して、甲乙各自記名押印のうえ各1通を保有する。

西暦 年 月 日

（甲）

住所

氏名 (自筆署名)

（乙）

個人の場合

住所

氏名 (印または自筆署名)

「事業会員」または「個人商店会員」の場合

住所

屋号（任意）

代表者 (印または自筆証明)